

労務賃金改善等推進要綱

平成25年7月18日
(一社) 日本建設業連合会

わが国の建設業は、多年にわたり建設需要が縮小する中で、安値競争を余儀なくされ、元請企業も下請企業もスリム化とリスク分散を強いられたことから、下請構造の重層化と技能労働者の処遇の低下が進行し、特に賃金水準の著しい低下は、新規入職者の減少と技能労働者の高齢化を招いており、技能労働者の枯渇から建設業の存立が危ぶまれる事態に立ち至っている。

日建連は、こうした危機感から、平成21年5月以来、技能労働者の確保、育成に向けてその処遇改善に取り組んできたが、折しもリーマンショックによる景気の悪化、国内産業の空洞化による設備投資の激減、民主党政権下での公共事業費の急激な切り下げなどの経営環境の急激な悪化に阻まれ、十分な成果は得られていない現状にある。

一方で、東日本大震災の復旧、復興事業を契機に一部で労務賃金が急上昇するという新たな局面を迎え、国土交通省は平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引上げを実施したが、この措置を労務費の高騰に苦しむ元請企業や下請企業の救済策とのみ安易に受け止めてはならない。大震災に伴う労賃の上昇と公共工事設計労務単価の引上げは、技能労働者の処遇を改善し、建設業の将来を取り戻す、建設業再生のラストチャンスと捉え、これを契機に業界あげて技能労働者の処遇の改善を実現し、定着させねばならない。

このため日建連としては、下記のとおり、労務賃金の改善を下請企業に要請する措置を実施するとともに、改めて重層下請構造の改善を含め、技能労働者の確保、育成に向けた総合的な取り組みの推進を決意し、併せて関係方面への要請をとりまとめた。

もとより、労務賃金の額は、技能労働者を雇用する下請業者がその責任において決定すべきものであり、実際の労務賃金は、元請企業とは契約関係のない下請業者から支払われるのが常態であって、元請企業には容易に手の届かないものであるが、元請企業としても可能な限りの手立てを尽くす努力が必要である。

なお、建設業の技能労働者の賃金水準は全産業平均を2割以上も下回る異常な状況にあり、今回の公共工事設計労務単価のような15%程度の労務賃金の改善では、いまだ他産業に及ばない。建設業における技能労働者が誇りと希望をもって国民の資産の形成と保全に貢献できるようになるには、更なる処遇の改善と充実が不可欠であり、今後とも弛まぬ努力を続けることが建設企業の使命である。

記

第1 適切な労務賃金の支払いの要請

日建連会員企業は、公共工事設計労務単価が適用される公共工事（以下「本件対象工事」という。）について、次の措置を行うものとする。

- ① 一次下請への見積り依頼時に公共工事設計労務単価を交付し、その引上げの趣旨にかなう適切な契約を締結する。
- ② 技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう、一次下請に要請する。

また、直接の契約関係がない二次以下の下請企業に対しても、一次下請等を介して、公共工事設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請する。

- ③ 上記①及び②の取組みの具体的な実施方法として、別紙－1のとおり実施要領を定める。

第2 労務賃金の状況調査の実施

日建連会員企業は、技能労働者の賃金水準の改善状況を把握するため、平成25年度及び26年度における本件対象工事について定期的に労務賃金の状況等の調査を行うものとし、その具体的な実施方法として、別紙－2のとおり実施要領を定める。

第3 社会保険等加入促進

平成25年度の公共工事設計労務単価の引上げは、社会保険料等の個人負担分を含むものであり、適切な労務賃金の支払いの要請と合せて、「日建連社会保険加入促進計画」（平成24年4月）に則り、社会保険等への加入を確保するための対応を行うものとする。

第4 適正な受注活動の徹底

日建連会員企業は、近年における厳しい受注環境の下での低価格受注の多発が今日のような労務賃金の著しい低下を招いた一因であることを真摯に受け止め、平成25年4月25日付け理事会決議の趣旨を踏まえ適正な受注活動に徹するものとする。

第5 民間工事における取組み

上記1の取組みは、公共工事設計労務単価が適用される公共工事について実施するものであるが、労務賃金の水準は、当然ながらそれ以外の公共工事や民間工事にも波及するものであり、これらの工事についても適切な水準の労務賃金を確保する取組みが不可避となる。そのため、特に民間工事の発注者に対して適切な理解と協力をお願いする取組みを行う必要がある。

第6 重層下請構造の改善

建設工事における重層下請構造は、分業形態として合理的な面はあるものの、近年、受注環境の悪化と先行きの不安から更に重層化が進行し、技能労働者の処遇の低下を招いたことも否定できない。重層下請構造の改善は、もとより専門工事業界の取組みに負うところが大きいですが、日建連会員企業としても、改めて重層下請構造の改善に取り組むこととし、工事種別や職種別に改善の必要性と可能性を検証し、5年後を目途に可能な分野で原則二次まで（設備工事は三次まで）の実現を目指す。

第7 技能労働者の処遇改善の総合的な取組み

日建連は、去る平成21年5月に「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を行い、賃金の改善をはじめ6項目の処遇改善策を会員企業の取組みの指針としてきたが、更に労務賃金の改善と社会保険等加入促進の取組みを含めて同提言の充実を図り、総合的な取組みを進めるものとする。

もとより、わが国の建設業における技能労働者の処遇改善は、建設業界の努力のみならず、行政や官民の発注者、更に国民の理解が欠かせない困難な課題であり、十分な成果を得るには多くの日時が必要である。このため、今後の進展状況や諸情勢の変化に応じ、上記1の措置の見直しや、上記2の調査の延長を含め、現実的で合理的な取組みを進めたい。

第8 関係方面への要請

① 労務賃金の改善は、わが国建設業の健全な発展に欠かせない取組みであり、日建連会員企業はもとより、全ての元請企業と下請企業に対し適切な理解と積極的な取組みを要請する。

特に、重層下請構造の改善については、専門工事業界における業界構造と企業体質の改善が求められるので、元請企業においては真摯に取り組む下請企業への配慮を要請する。

② 労務賃金の改善は、わが国建設業の健全な生産力を維持し、将来ともに国民に良質な資産を提供するために欠かせない取組みであり、官民の建設工事の発注者には、適切な発注金額や適切な工期の設定など、ご理解とご協力を要請する。

- ③ 国、地方公共団体、独立行政法人等の公共工事の発注者には、技能労働者の処遇改善を念頭に置き、低価格受注の防止に資する入札契約システムの整備や、より根本的には公共事業の平準化を要請する。
- ④ 国土交通省などの建設業の健全な発展を所管する行政庁には、技能労働者の確保、育成や、重層下請構造の改善などに関し、全ての建設業者に対する積極的なご指導がなされるよう要請する。

以 上

(別紙－１)

公共工事における適切な労務賃金の支払に係る 下請企業への要請等に関する実施要領

平成２５年７月１８日
(一社)日本建設業連合会

(１) 適切な賃金水準での下請契約の締結

元請は、一次下請に見積を依頼するにあたり、当該年度の公共工事設計労務単価（都道府県別）を交付するとともに、添付資料-１の「契約書・特記事項への記載様式」のとおり、一次下請との契約書・特記事項において、技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請する。

(２) 適切な賃金の支払に係る下請への要請

元請は一次下請に対し、下請契約締結時に添付資料-２の「取引先企業のみなさまへ」を配布し、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が技能労働者に支払われるよう要請するとともに、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、同文書を配布し、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が技能労働者に支払われるよう順次要請することを依頼する。

(３) 賃金の支払状況に関する調査への協力

元請は一次下請に対し、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、元請が行う賃金の支払状況に係る調査に応じるよう要請する。

(４) 社会保険等への加入の促進

元請は下請の社会保険料に係る法定福利費の全額を一次下請に支払うことを基本とする。

元請は一次下請に対し、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう要請する。

(５) その他

- ① 本実施要領は、平成２５年度以降の公共工事設計労務単価が適用される公共工事に適用する。
- ② 本実施要領は、技能労働者の処遇改善の今後の進展状況や諸情勢の変化とともに、(１)～(４)の措置の有効性の検証等を踏まえ、２年後に

見直し等を行うものとする。

- ③ 本件措置は、技能労働者に対する労務賃金の改善を目的とするものであり、公共工事設計労務単価を上回る水準の労務賃金の支払いを妨げるものではない。

(本件の問合せ先)

土木本部 福田卓士 TEL 03-3552-3201 (t.fukuda@nikkenren.or.jp)

建築本部 葉石善一 TEL 03-3551-1118 (haishi@nikkenren.or.jp)

添付資料－ 1 契約書・特記事項への記載様式

下請負契約 特記事項（記載例）

工事名：○○○○○工事

1 技能労働者に支払う賃金について

- (1) 甲は、乙に対し、技能労働者の技能・経験年数・資格等を勘案し、平成○○年度公共工事設計労務単価（○○県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金を支払うよう要請する。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
 - ①二次下請は、技能労働者の技能・経験年数・資格等を勘案し、平成○○年度公共工事設計労務単価（○○県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金を支払うこと
 - ②二次以下の下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれ再下請企業に対し、平成○○年度公共工事設計労務単価（○○県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう、順次要請すること

2 賃金の支払いに関する調査について

- (1) 乙は、甲が定期的実施する賃金の支払いに関する調査（以下、労務単価調査）に応じる。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
 - ①二次以下の再下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれの再下請企業に対し、甲が乙を通じて実施する労務単価調査に応じるよう、順次要請すること。

3 社会保険等への加入について

- (1) 乙は、社会保険・労働保険（以下「社会保険等」という）に加入するものとする。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
 - ①二次以下の再下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれの再下請企業に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう、順次要請すること。

平成 2 5 年 月 日

取引先企業のみなさまへ

ここに会員企業名を印字
事業所名を印字

適切な賃金の支払に関わる取り組みについて（協力要請）

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国においては、平成 2 5 年度より公共工事設計労務単価の大幅な引き上げを断行するとともに、建設業団体等に対して「技能労働者への適切な賃金水準の確保」に係る強い要請がなされたところです。

弊社は、（一社）日本建設業連合会の決定を受けて、技能労働者等への適切な賃金水準の確保と社会保険等への加入の徹底を図るため、公共工事を対象に、適切な賃金水準での下請契約の締結と社会保険等への加入の確認、指導、二次以下の再下請への協力要請、及び賃金水準の状況把握のための調査の実施について、下記の事項をすることといたしました。

取引先企業のみなさまにおかれては、その趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

謹白

記

1 適切な賃金水準での下請契約の締結及び賃金支払に係る下請への要請

元請は、一次下請に見積を依頼するにあたり、平成 2 5 年度公共工事設計労務単価を交付するとともに、一次下請との契約において、技能・経験年数・資格等を勘案し、平成 2 5 年度公共工事設計労務単価（基本給＋手当＋臨時給与＋実物給与 ※社会保険の個人負担分を含む）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が、一次下請を含む下請の技能労働者に支払われることを要請します。

2 賃金の支払状況を把握するための調査

元請は、一次下請を含む下請に対し、元請が行う賃金の支払状況を把握するための調査（定期的実施）に応じるよう要請します。

3 社会保険等への加入の促進

元請は、一次下請を含む下請に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう指導します。

以 上

(別紙－２)

公共工事における適切な労務賃金の支払等に係る調査の実施要領

平成２５年７月１８日

(一社)日本建設業連合会

技能労働者への適切な賃金の支払及び社会保険等の加入状況に係る調査を以下の要領で実施する。

(１) 調査対象工事

１) 公共土木工事

国及び地方公共団体、高速道路会社、機構・事業団等が発注し、日建連会員会社が受注した公共土木工事で、平成２５年度及び２６年度の公共工事設計労務単価が適用され、平成２５年４月以降に契約した工事を対象とする。なお、国土交通省の要請により実施している“東日本大震災被災地及びその周辺における労務単価調査”の対象地域^{注)}における工事は除く。

注) 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟の１０県

２) 公共建築工事

国等が発注し、日建連会員会社が受注した公共建築工事で、平成２５年度及び２６年度の公共工事設計労務単価が適用され、平成２５年４月以降に契約した工事を対象とする。

(２) 調査方法

１) 調査対象職種

調査対象工事に従事する５１職種のうち、よく使われる下記の１８職種について、賃金の支払状況及び社会保険の加入状況を調査する。

特殊作業員、普通作業員、軽作業員、造園工、とび工、ブロック工、電工、鉄筋工、運転手（特殊）、運転手（一般）、土木一般世話役、型わく工、大工、左官、配管工、設備機械工、交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂ

２) 標本数

①公共土木工事

- ・日建連役員会社においては、工事価格３億円以上の工事について、原則として、受注した件数の２割を対象とする。

- ・役員以外の会社においては、工事価格1億円以上の工事について、少なくとも1件以上を対象とする。

②公共建築工事

工事価格1億円以上の工事について、原則として、受注した件数の2割を対象とする。

3) 調査の実施方法

東日本大震災被災地において実施している調査方法に準じて、工事毎に一次下請以下の技能労働者の賃金データ及び社会保険の加入状況を階層別に収集する。

4) 調査の実施時期

- ・労務単価の調査は、当面、四半期毎に実施する。ただし、エリアによっては、労務単価の今後の趨勢により、別途追加調査を検討する。
- ・社会保険の調査は、年1回の調査を実施する。

5) 調査結果の報告

調査結果は、調査実施から1か月後を目途に、日建連事務局に報告する。
なお、調査結果は、今後の労務単価改定の参考となるよう、国へ報告する。

6) 送付先等

- ・調査結果の送付先（提出は電子データでお願いします）

（土木） 日建連 土木第一部 本多 (t.honda@nikkenren.or.jp)

（建築） 日建連 建築部 石坂 (ishizaka@nikkenren.or.jp)

- ・本調査の問合せ先

労務単価（土木） 土木第一部 福田 TEL03-3552-3201

労務単価（建築） 建築部 葉石 TEL03-3551-1118

社会保険等 企画調整部 馬場 TEL03-3553-0703

報告様式(労務単価及び社会保険等)

(日建連会員会社→日建連)

調査年月	
会員会社名	
発注者名	
工事件名	

工事場所							
		調査人数 (人)	労務単価 (平均値)	健康保険 (人)	年金保険 (人)	雇用保険 (人)	備考
調査対象職種	特殊作業員						
	普通作業員						
	軽作業員						
	造園工						
	とび工						
	ブロック工						
	電工						
	鉄筋工						
	運転手(特殊)						
	運転手(一般)						
	土木一般世話役						
	型わく工						
	大工						
	左官						
	配管工						
	設備機械工						
	交通誘導員A						
交通誘導員B							
その他職種							

調査表(労務単価及び社会保険等)

(協力会社→日建連会員企業)

協力会社名	□□建設株式会社
発注者名	△△地方整備局
工事件名	○○トンネル工事
下請契約階層	2次

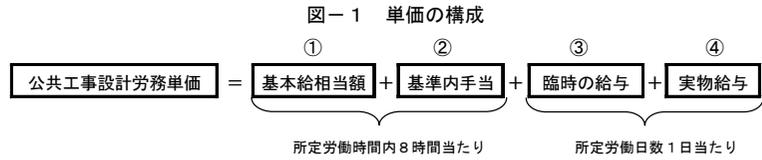
工事場所		○○県△△市					備考
		調査人数 (人)	労務単価 (平均値)	健康保険 (人)	年金保険 (人)	雇用保険 (人)	
調査対象職種	特殊作業員						
	普通作業員						
	軽作業員						
	造園工						
	とび工						
	ブロック工						
	電工						
	鉄筋工						
	運転手(特殊)						
	運転手(一般)						
	土木一般世話役						
	型わく工						
	大工						
	左官						
	配管工						
	設備機械工						
	交通誘導員A						
交通誘導員B							
その他職種							

他地域からの交通費や宿泊費、社会保険料(企業負担分)は除いてご記入ください

【参考】労務単価の構成は下記のとおりとなりますので、このことを踏まえご協力願います

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される(図-1)。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時の給与(賞与等)
- ④ 実物給与(食事の支給等)



※工事場所は、市町村名までご記入ください。複数箇所ある場合は全ての場所をご記入ください。
 ※工事場所以外の項目について、把握していない、事情により記入できない部分は、空欄で提出していただいても結構です
 ※記入された単価の根拠となる賃金台帳は調査対象企業にて保存いただき、問合せの際に調査結果と照合できるようにしてください
 ※「能力給」「資格給」「皆勤手当」等は②基準内手当に含まれます。

その他、手当の区分については、下記国交省ホームページの参考資料: 手当(逆引き)をご利用ください

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

※慰安・娯楽・厚生費用、研修訓練費用等は労務単価には含まれません。

調査対象職種以外に、調査可能な職種がございましたらご記入ください。

(別紙－２)

公共工事における適切な労務賃金の支払等に係る調査の実施要領

平成２５年７月１８日

(一社)日本建設業連合会

技能労働者への適切な賃金の支払及び社会保険等の加入状況に係る調査を以下の要領で実施する。

(１) 調査対象工事

１) 公共土木工事

国及び地方公共団体、高速道路会社、機構・事業団等が発注し、日建連会員会社が受注した公共土木工事で、平成２５年度及び２６年度の公共工事設計労務単価が適用され、平成２５年４月以降に契約した工事を対象とする。なお、国土交通省の要請により実施している“東日本大震災被災地及びその周辺における労務単価調査”の対象地域^{注)}における工事は除く。

注) 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟の１０県

２) 公共建築工事

国等が発注し、日建連会員会社が受注した公共建築工事で、平成２５年度及び２６年度の公共工事設計労務単価が適用され、平成２５年４月以降に契約した工事を対象とする。

(２) 調査方法

１) 調査対象職種

調査対象工事に従事する５１職種のうち、よく使われる下記の１８職種について、賃金の支払状況及び社会保険の加入状況を調査する。

特殊作業員、普通作業員、軽作業員、造園工、とび工、ブロック工、電工、鉄筋工、運転手（特殊）、運転手（一般）、土木一般世話役、型わく工、大工、左官、配管工、設備機械工、交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂ

２) 標本数

①公共土木工事

- ・日建連役員会社においては、工事価格３億円以上の工事について、原則として、受注した件数の２割を対象とする。

- ・役員以外の会社においては、工事価格1億円以上の工事について、少なくとも1件以上を対象とする。

②公共建築工事

工事価格1億円以上の工事について、原則として、受注した件数の2割を対象とする。

3) 調査の実施方法

東日本大震災被災地において実施している調査方法に準じて、工事毎に一次下請以下の技能労働者の賃金データ及び社会保険の加入状況を階層別に収集する。

4) 調査の実施時期

- ・労務単価の調査は、当面、四半期毎に実施する。ただし、エリアによっては、労務単価の今後の趨勢により、別途追加調査を検討する。
- ・社会保険の調査は、年1回の調査を実施する。

5) 調査結果の報告

調査結果は、調査実施から1か月後を目途に、日建連事務局に報告する。
なお、調査結果は、今後の労務単価改定の参考となるよう、国へ報告する。

6) 送付先等

- ・調査結果の送付先（提出は電子データでお願いします）
 - （土木） 日建連 土木第一部 本多 (t.honda@nikkenren.or.jp)
 - （建築） 日建連 建築部 石坂 (ishizaka@nikkenren.or.jp)
- ・本調査の問合せ先
 - 労務単価（土木） 土木第一部 福田 TEL03-3552-3201
 - 労務単価（建築） 建築部 葉石 TEL03-3551-1118
 - 社会保険等 企画調整部 馬場 TEL03-3553-0703

報告様式(労務単価及び社会保険等)

(日建連会員会社→日建連)

調査年月	
会員会社名	
発注者名	
工事件名	

工事場所							
		調査人数 (人)	労務単価 (平均値)	健康保険 (人)	年金保険 (人)	雇用保険 (人)	備考
調査対象職種	特殊作業員						
	普通作業員						
	軽作業員						
	造園工						
	とび工						
	ブロック工						
	電工						
	鉄筋工						
	運転手(特殊)						
	運転手(一般)						
	土木一般世話役						
	型わく工						
	大工						
	左官						
	配管工						
	設備機械工						
	交通誘導員A						
交通誘導員B							
その他職種							

調査表(労務単価及び社会保険等)

(協力会社→日建連会員企業)

協力会社名	□□建設株式会社
発注者名	△△地方整備局
工事件名	○○トンネル工事
下請契約階層	2次

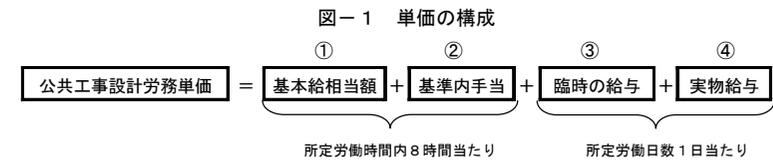
工事場所		○○県△△市					備考
		調査人数 (人)	労務単価 (平均値)	健康保険 (人)	年金保険 (人)	雇用保険 (人)	
調査対象職種	特殊作業員						
	普通作業員						
	軽作業員						
	造園工						
	とび工						
	ブロック工						
	電工						
	鉄筋工						
	運転手(特殊)						
	運転手(一般)						
	土木一般世話役						
	型わく工						
	大工						
	左官						
	配管工						
	設備機械工						
	交通誘導員A						
	交通誘導員B						
その他職種							

他地域からの交通費や宿泊費、社会保険料(企業負担分)は除いてご記入ください

【参考】労務単価の構成は下記のとおりとなりますので、このことを踏まえご協力願います

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される(図-1)。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当 (当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時の給与 (賞与等)
- ④ 実物給与 (食事の支給等)



※工事場所は、市町村名までご記入ください。複数箇所ある場合は全ての場所をご記入ください。
 ※工事場所以外の項目について、把握していない、事情により記入できない部分は、空欄で提出していただいても結構です
 ※記入された単価の根拠となる賃金台帳は調査対象企業にて保存いただき、問合せの際に調査結果と照合できるようにしてください
 ※「能力給」「資格給」「皆勤手当」等は②基準内手当に含まれます。
 その他、手当の区分については、下記国交省ホームページの参考資料: 手当(逆引き)をご利用ください

http://www.mlit.go.jp/totikensangvo/const/sosei_const_tk2_000006.html

※慰安・娯楽・厚生費用、研修訓練費用等は労務単価には含まれません。

調査対象職種以外に、調査可能な職種がございましたらご記入ください。

法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル

平成25年7月23日
(一部改正) 平成25年10月7日
一般社団法人 日本建設業連合会

1. はじめに

建設業の社会保険未加入対策については、日建連会員企業では平成24年4月19日付「社会保険加入促進計画」および同年10月1日付「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」(以下「日建連指針」という。)等に即して取り組んでいただいているところである。

社会保険の加入促進に当たっては、その原資となる社会保険料の事業主負担分(以下「法定福利費」という。)の確保が大きなテーマとなっており、先般、国土交通省から各建設業者団体に対して平成25年5月10日付国土建労第7号「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」(以下「国土建労第7号」という。)の通知、また要請があったところである。

本通知により、法定福利費の内訳明示された標準見積書等の活用の基本的な考え方、標準見積書のブラッシュアップの方法などが示されたほか、元請企業に提出される標準見積書は、平成25年9月頃を目途に、一斉に活用していくこととされており、元請企業の対応として総合工事業団体である日建連としても法定福利費の確保に向けた適切な対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、今般、元請企業の立場から法定福利費の確保の実効性を高めるべく、会員企業が今後取り組むべき事項を「法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル」として取りまとめましたので、貴社の取り組みの参考とされることを願います。

2. 日建連および会員企業の取組事項

- (国土建労第7号 5p 「2. 専門工事業団体における取組(2)の8」後段部分)
- (国土建労第7号 5p~6p 「3. 総合工事業団体における取組」)
- (国土建労第7号 6p~7p 「4. 関係者への周知啓発」)

(1) 発注者への対応

〔今までの取り組み〕

民間工事での過度な低価格受注は企業体力を低下させるのみならず技能労働者の賃金低下や保険未加入など労働条件の悪化をもたらす建設産業全体を弱体化させることにつながることから、日建連では平成25年4月25日に「民間工事における適正な受注活

動の徹底に関する決議」を行い、会員企業に適正価格での受注の徹底を要請したところである。

〔今後の取り組み事項 その1〕

日建連は主な民間発注者団体に対し、法定福利費を適正に考慮した金額により見積及び契約締結を行うよう要請を行う予定であり、要請次第、会員企業に当該要請を踏まえた対応の周知を行う。

(2) 見積書を提出する環境づくり

1) 元請企業から下請企業への見積書提出促進

〔今までの取り組み〕

既に日建連では、日建連指針の「2取引先企業（一次下請）に実施していただく事項」の③（以下の『』内）において、下請企業に対して適正な法定福利費を含む見積書の提出を促すよう示している。

『平成24年11月1日以降に弊社が発注者と契約を締結した工事において一次下請となる企業におかれては、①自社にて雇用する作業員の社会保険加入状況、及び、二次以下の下請企業の社会保険加入状況、二次以下の下請企業が雇用する作業員の社会保険加入状況を把握する。②未加入の場合は加入指導を行う。③法定福利費の適正な確保が求められていることに鑑み、適正な法定福利費を含む見積書等の作成に努める』

〔今後の取り組み事項 その2〕

会員企業は、一次下請企業への適正な法定福利費を含む見積書の提出促進を更に明確にするために、一次下請企業に対して見積を要請する時の各社の所定書式（「見積依頼書」または「見積要項書」）に、「適正な法定福利費を含んだ（又は明示した）見積書を作成すること」の文言を追加し、明文化するよう努める。

なお、明文化に当たっては、【今後の取り組み事項その5】との整合を図り、各社所定見積書式のシステム変更の可能性に応じた内容の文言を記載する。

2) 見積書を提出した下請企業の尊重

標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書は、平成25年9月を目途に一次下請企業から提出される予定である。一部の職種では平成25年9月より前倒しで提出されている。

〔今後の取り組み事項 その3〕

[標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書を受領する場合の対応留意点]

会員企業は、一次下請企業が当該見積書を提出してきた場合は、当該見積書を尊重した取扱いを行い、以下の手順に従って、受領した当該見積書の法定福利費相当額を精査、協議する。

- ステップ1 元請企業は、一次下請企業に対し、適正な法定福利費を含んだ（又は明示した）見積書の作成・提出を行うよう促す
- ステップ2 一次下請企業は、元請企業に当該見積書を提出し、元請企業はこれを尊重し、受領する
- ステップ3 元請企業は、提出者（一次下請企業）から当該見積書に示した法定福利費相当額の算出基準・方法について明確な説明を受ける
- ステップ4 元請企業と一次下請企業は、当該工事に従事する作業員（技能労働者）の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結する

＜元請企業と一次下請企業間で協議する事項、および進め方＞

- ① 法定福利費相当額は、原則として当該下請負工事費の内の労務費相当額に社会保険料の事業主負担率を乗じて算出する。これにより『作業員が100%社会保険に加入した場合の法定福利費相当額』が算出される。
- ② 当該下請負契約における法定福利費相当額の決定においては、上記『作業員が100%社会保険に加入した場合の法定福利費想定額』をベースに、当該工事に従事する直接作業員（技能労働者）の現状の加入率を乗じて算出することを基本とする。
但し、今後の加入予定者数が見込める場合は、加入予定者数を含んだ加入率（現状の加入率+加入予定率）を乗じたものを基準値とし、一次下請企業と協議する。

なお、公共土木工事の中で平成24年度版以降の国土交通省土木工事の積算基準が適用される工事、および公共建築工事の中で平成25年10月1日以降公告の事業において法定福利費を予定価格へ適切に反映する措置がとられた工事（注）では、適切な法定福利費が予定価格に反映されていることを踏まえ『作業員が100%社会保険に加入した場合の下請の社会保険料に係る法定福利費の全額』を支払うことを基本とする。よって、当該公共工事においては上記ステップ4及び②の協議を行うものではない。

※上記の算出は、添付別紙の「見積書における法定福利費精査について」を参考とされたい。

注) 当該工事は、法定福利費の項目を追加した公共建築工事見積標準書式が適用された工事で、かつ本来事業者が負担すべき法定福利費を適切に反映するため、複合単価と市場単価の法定福利費に相当する補正が実施された工事

3) 労務費減額の懸念への対応

国土建労第7号の当項目では法定福利費を確保する代わりに労務費を引き下げる等の懸念を払拭し、建設業法第19条の3に抵触しないよう注意喚起を記述している。

〔今までの取り組み〕

日建連では、建設業法第19条の3について、日建連指針「6.法定福利費の適正な確保について」(以下の『』内)に記述しており、会員企業におかれては、既に社内関連部門に周知いただいているところである。

『社会保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれること、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があること、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、一方的に削減、或いは含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法に違反する恐れがあること、等、本記載事項について社内関連部門への周知を行う』

〔今後の取り組み事項 4〕

会員企業は、当項目の記載事項並びに建設業法令遵守ガイドラインを踏まえた行動をとるよう、社内の関係部門に周知する。

4) 定型書式の対応

国土建労第7号の当項目には「会員企業が下請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、機会をとらえて当該定型書式に当該欄を追加するよう要請する」の記述があり、法定福利費記入欄の追加が求められている。

〔今後の取り組み事項 5〕

会員企業は、各社所定の見積書書式の変更については、会員各社のシステム変更の可能性に応じた内容で実施工程を組み取り組む。

(3) 関係者への周知啓発

〔今までの取り組み〕

会員企業は、日建連指針を踏まえて、以下の機会を捉えて、法定福利費の確保及び社会保険等への加入徹底に向けた関係者への周知徹底を図ってきたところである。

- ・社内・現場関係者への周知
- ・協力会組織を活用した周知
- ・現場の建設労働者への周知

〔今後の取り組み事項 6〕

会員企業は、社内関係者に対しては会議・文書指示等で、下請企業に対しては協力会定時会議等で、現場作業員・職長に対しては朝礼・職長会・安全協議会の場で国交省作成のリーフレット、ポスターを活用する等により再度周知徹底を図る。

〔日建連では、平成 25 年 7 月に会員企業あてに、社会保険加入の啓蒙ポスターを配布し、会員企業の全ての施工現場（作業所）等に掲示するよう依頼した。〕

3. 専門工事業団体・下請企業の取組事項への留意点

（国土建労第7号 3p～5p 「2. 専門工事業団体における取組」）

（1）標準見積書・作業手順書の内容のブラッシュアップ

国土建労第7号の当項目では、主に専門工事業団体・傘下企業及びその他下請企業が標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示とその確保が着実に進められるよう、当該見積書の作成及び内容のブラッシュアップのための要点を記述している。

「法定福利費の基本的な算出方法」、「適用除外である者の取扱い」等、標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書の骨格、あるべき姿が描かれており、下請企業から当該見積書を受領し、その内容を精査する側の元請企業にとっても重要な項目である。

※精査方法は、添付別紙の「見積書における法定福利費精査について」を参考とされたい。

4. その他の留意点

（国土建労第7号 2p 「1. 標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示」）

（1）標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示

国土建労第7号の当項目は、標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書の必要性等、基本的な考え方を記述されており、本マニュアルの根幹を成すものである。

この中で「この法定福利費の額は、本来個別工事ごとに各建設業者が算定するものであり、自社の技能労働者のみで施工する場合や、下請労務により施工される場合であっても当該下請労務に従事する技能労働者の法定福利費を正確に算定することが可能

な場合には、自社の施工実績等に基づいて算定して記載することが必要です」との記載があるとおりに、当該見積書に記載する法定福利費は、下請企業が個々の企業の実態に見合った金額を工事毎に算出するものであり、同じ工種の下請企業が工事下請負契約金額等を基準にして同一の率を乗じて算出するものではない。

以 上

見積書における法定福利費精査について

1. 法定福利費相当額の基本的な算出方法（国土建労第7号通知3p～5pに記述）

- ◎ 法定福利費の算定に当たり、統一された法定保険料率が使用される
事業主が負担する保険料率は、国土交通省が毎年度一定の時期に関係省庁に確認した上で、基準となる料率を各団体に情報提供する。

「法定保険料率」は次の3保険の保険料率の合計である

- ・**健康保険料**（法律上40歳以上の者が一体的に徴収される介護保険料を含む。介護保険料の対象となる40歳以上の労働者の割合については、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況を勘案して設定する。）
- ・**厚生年金保険料**（法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む。）
- ・**雇用保険料**

- ◎ 法定福利費算出の基本は、下請企業が当該工事における労務費の総額を算出すること

《基本的な考え方》 **法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率**

- ・ 法定福利費算出の基準は労務費であり、労務費に社会保険料の事業主負担率を乗じる
- ・ 労務費とは、当該工事に従事する直接作業員（主任技術者を含む）の当該工事にかかる給与支給額の合計であり、管理部門および間接部門の社員に支給した給与は含まない。管理部門および間接部門の社員に支給する給与は一般管理費となる。
- ・ 給与支給額とは、事業主が作業員に支払う給与の総支給額（天引き前）のことである。退職金引当金及び法定福利費は、事業主にとっては給与関連負担項目ではあるが、これは労務費には含めない。

- ◎ 法定福利費の例外的な算出方法

工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する

《例外的な方法①》 **法定福利費 = 工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合**

《例外的な方法②》 **法定福利費 = 工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費**

【年度ごとの単価・平均値等を用いている場合のチェックポイント】

- ア) 当該割合又は数量当たりの法定福利費の出典根拠が明確であること
- イ) 当該割合又は数量当たりの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示す。
- ウ) 下請企業は個別に見積書を提出する際には、上記アとイの内容を合理的に説明することが求められる
- エ) 実態を反映しないことが明らかな方法（労災保険料率で計算）は、社会通念上認めることはできない

- ◎ 法定福利費と消費税の関係

法定福利費は消費税の課税対象である。法定福利費の金額を明示したとしても工事費の一部を構成するものであり過ぎず、非課税取引にはならない

- ◎ 見積金額を調整するときの法定福利費内訳明示額の取扱い

国土建労第7号に、以下の記述がある。

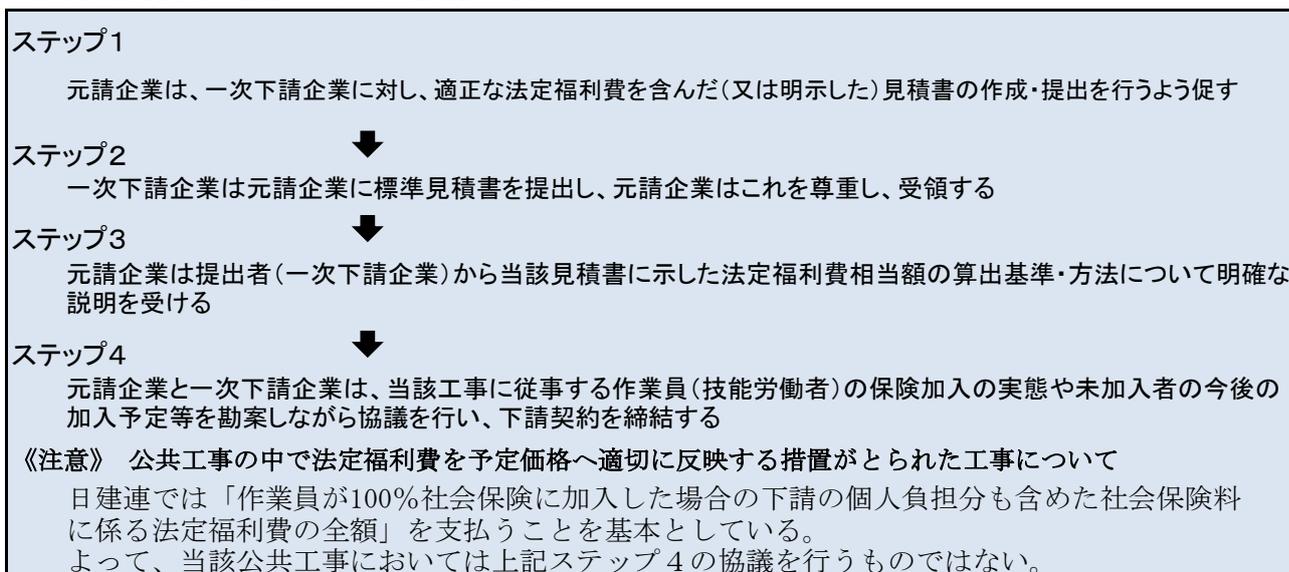
- ・ 当該工事に係る労務費の総額に法定保険料率を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合において、元請企業及び下請企業が労務費を減額調整する旨合意したときは、減額された労務費の額を基準にして法定福利費を減額する。※ただし、労務費の減額ではなく、単価の減額の場合は、労務費の減額とは限らず、必ずしも法定福利費額が連動するものとはならない。
- ・ 当該工事の工事費に一定割合を乗ずる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、工事費を見積額より減額する旨合意したときは、工事費の減額の調整に合わせて、法定福利費を減額する。
- ・ 施工単位当たりの法定福利費額に数量を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、数量の減少に合意した時には法定福利費を減額することになるが、数量が減少していなければ、工事費を見積額より減額しても法定福利費は減額しない。

- ◎ 適用除外である者の扱い、未加入者の扱い

国土建労第7号に、以下の記述がある。

個人事業主、一人親方（労働者とみなされる場合を除く）など、当該工事における法定福利費（事業主負担分）を要しない適用除外となる技能労働者の数や割合が分かる場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めないこととする。
適用除外となる者の数や割合が判らない場合にあつては、①直轄土木工事の予定価格の積算や25年度公共工事設計労務単価の改定において現に一定割合の未加入者が存在しつつも未加入者が加入するために全員加入を前提として必要な法定福利費が算入されるよう改められたこと、また、②本来は健康保険や厚生年金保険への加入義務があるにもかかわらず法定福利費（事業主負担分）の負担を要しない一人親方を前提とした見積りを行う不当な建設業者が競争上有利となる余地を残しかねないことを踏まえ、**当面、未加入者全員の加入に必要な法定福利費の額を内訳明示の対象とする。**
なお、**※1）**元請企業と下請企業は、内訳明示された見積書を踏まえ、技能労働者の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結することとする。

2. 法定福利費相当額の精査、協議の手順



(1) 社会保険加入率が100%である場合の法定福利費相当額を算出	↓↓税抜で入力する(単位:円)
① 法定福利費を含む見積金額	記入例 22,000,000
② 上記の内、明示された法定福利費の金額	2,000,000
③ 法定福利費相当額を除いた見積金額 (見積額 - 法定福利費)	20,000,000 ①-②
④ 労務費相当額を記入	15,000,000
⑤ 社会保険料事業主負担 (法定福利費) 率	15.343%
国土交通省「標準見積書の活用等に向けた説明会資料」内(参考)平成25年度の各保険の保険料率より	
⑥ 作業員の社会保険加入率100%とした場合の法定福利費相当額	2,301,450 ④×⑤
(2) 現時点での社会保険加入率で必要とされる法定福利費相当額を算出	
⑦ 現時点での社会保険加入率 (作業員ベース)	57.14% ⑮/⑭
⑧ 現加入状況で必要とされる法定福利費	1,315,048 ⑥×⑦
(3) 今後の新規加入に伴い要とされる法定福利費相当額	
⑨ 当該工事に於いて今後、新規加入する作業員の比率	14.29% ⑱/⑭
⑩ 作業員の新規加入に伴い必要な法定福利費相当額	328,779 ⑥×⑨
(4) 上記の(2)と(3)により当該下請負契約における法定福利費相当額 ⇒ 当該工事の法定福利費相当額	
⑪ 今後の加入予定を加味した法定福利費相当額	1,643,827 ⑧+⑩
(5) 当該工事における今後の社会保険加入率	
⑫ 現加入者に今後の加入者予定者を加えた社会保険加入率	71.43% ⑦+⑨
(6) 法定福利費変更後の見積額	
⑬ 精査された見積金額 (税抜)	21,643,827 ③+⑪

3. 当該工事に従事予定の作業員の社会保険加入状況と今後の加入計画

元請企業と一次下請企業は、当該工事に従事する作業員(技能労働者)の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、法定福利費相当額を決定し、適切な法定福利費を含んだ下請契約を締結する

⑭ 予定している作業員数 (二次下請以下を含む)	35 名
⑮ 予定作業員の内、社会保険加入済みの作業員数	20 名
⑯ 予定作業員の内、社会保険適用除外の作業員数	2 名
⑰ 予定作業員の内、社会保険未加入作業員数	13 名
⑱ 上記⑰の内、近々に加入を予定している作業員数	5 名
⑲ 加入済み+加入予定の作業員数	25 名 ⑮+⑱

黄色セルに数値を入力→